



第 10 条 クラブ紛争処理手順

第 1 項： 処理手順の対象となる紛争

会員であることに関して、クラブ会則及び付則の解釈、違反、適用に関して、クラブからの会員除名に関して、あるいは他の方法で満足のいく解決ができないその他すべてのライオンズクラブ内の問題に関して、会員又は元会員とクラブ又はクラブ理事会の役員との間で起こる紛争についてはすべて、紛争処理手順に従って解決されるものとする。本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があることが明らかになった場合には、地区ガバナー、調停者、あるいは国際理事会（もしくは同理事会の任命する者）が短縮、もしくは延長することができる。本手順に制約されるいかなる紛争のいかなる当事者も、本手順により紛争処理が行われている間、行政上または法律上の処分を求めてはならない。

第 2 項： 紛争処理の要請及び手数料

紛争のいかなる当事者も、書面により地区ガバナーに対して紛争処理を要請することができる。紛争処理を求める要請はすべて、かかる要請の根拠となる事態の発生を当事者が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から 30 日以内に地区ガバナーに対して提出されなければならない。本手順に基づく苦情申し立てに係わる手数料を請求するかどうかについては、各地区において決定することができる。かかる手数料のいかなるものも、本手順に基づく苦情申し立てに係わる一切の手数料の請求に先立ち、地区キャビネットの過半数の票決により承認されなければならない。かかる手数料は、US\$250 もしくは該当通貨による相当額を超えてはならず、かつ地区宛てに支払われなければならない。地区の既定の方針に基づき本紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除いて、本紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて地区の負担となる。

第 3 項： 調停者の選任

紛争処理要請受領日から 15 日以内に、地区ガバナーは、紛争を審理する中立な立場の調停者を一人任命する。調停者を務めるのは、紛争が生じている地区内の、紛争に関係しているクラブ以外のグッドスタンディング・クラブに現在所属するグッドスタンディングの会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である元地区ガバナーとする。任命される調停者は、全当事者にとって納得のいく者でなければならない。万一、任命される調停者に対していずれかの当事者が不服である場合には、不服を唱える当事者は、かかる調停者を不服とするすべての理由を明記した文書を、地区ガバナーに提出しなければならない。任命される調停者が公平性や中立性に欠けることが、不服を唱える当事者の文書によって十分に立証されていると地区ガバナーが自己の裁量で判断した場合には、地区ガバナーは上記の選任手続きに従って別の調停者を任命しなければならない。任命された時点で調停者は本手順に従って紛争を処理または裁決するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。

国際理事会方針書第 7 章 Exhibit B (7-12 ページ)

標準版クラブ会則及び付則第 10 条 (7 ページ)

2007 年 7 月 1 日改訂

ページ 1 / 2

第 4 項：調停会議及び調停者による裁決

調停者は任命された後、紛争調停を目的とする当事者間の会議開催を手配する。当該会議は調停者が任命されてから 30 日以内に開かれなければならない。調停者の目的は、速やかかつ円満に紛争を解決することである。そのような調停努力が成功しなかった場合には、調停者がその紛争に対して裁定を行う権限を持つ。調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から 30 日以内に書面によって裁定を行わなければならない、かかる裁定を最終的なものとして、当事者全員がこれに拘束される。裁定内容を記載した文書の写しは、当事者全員および地区ガバナーのほか、要請に応じてライオンズクラブ国際協会の法律部に提供されなければならない。調停者による裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められるすべての適用条項に合致していなければならない、国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会又はその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理が行われる場合がある。